

(様式第 4 号)

上田西部地域協議会 会議概要

1 審 議 会 名	上田西部地域協議会
2 日 時	令和 3 年 6 月 28 日 午後 7 時 00 分から 9 時 00 分まで
3 会 場	西部公民館 第 5 学習室
4 出 席 者	小川委員、佐藤委員、清水委員、竹内委員、立木委員、深井委員、宮崎委員、宮島委員、向山委員、湯田委員、依田委員
5 市側出席者	【事務局】小山西部地域振興政策幹、片山地域内分権推進担当係長、 芳池地域内分権推進担当主事
6 公開・非公開	☒ 公 開 ・ ☐ 一部公開 ・ ☐ 非公開
7 傍 聴 者	0 人 記者 0 人
8 会議概要作成年月日	令和 3 年 7 月 2 日

協 議 事 項 等
次第
1 開会
2 会長あいさつ
3 会議事項
令和元年東日本台風(19 号被害)検証から
(1) ワークショップ(提言に結びつくポイントの確認等)
グループを「公助」「共助」を基に考えるために分け、それぞれのテーマについてワークショップを行った。
公助グループのテーマ
①「災害前は防災・減災、災害が予測される時は避難や警戒、災害発生時は状況などについての情報発信」
②「防災・減災のための啓発活動」
③「自治会との連携」
共助グループのテーマ
①「避難訓練の実施や避難所の運営について確認・検討しておく」
②「要支援者を確認しておく」
③「被害の状況をどのように把握するか検討する」
(2) 各グループ発表及び意見交換
「公助」グループの発表
テーマ①「災害前は防災・減災、災害が予測される時は避難や警戒、災害発生時は状況などについての情報発信」について
・避難所に関する情報をもっと欲しかったという声が多かった。特に現状の情報と、避難する場所の情報、また避難所の予算はいくら掛かっているか知らないという声が多かった。
・備品や避難時に持っていく物の情報も必要である。
・西部地域まちづくりの会の備品倉庫はどうなっているのか。
・高齢者への情報の伝達が重要ということで、一番はテレビ・ラジオをどのように活用していくのか。行政からだけではできないので、民間の会社とも連携が必要である。また、防災無線として有線の活用という案も出た。

- ・令和元年台風 19 号災害のとき、ずっと鉄橋の様子が映されていた。同じ情報をずっと出し続けるのではなく、今どんなことが起きているのか、リアルタイムな情報が映し出されればよかった。
- ・市の災害情報のメールの登録者数はどれくらいか。

テーマ②「防災・減災のための啓発活動」について

- ・ハザードマップと上田市主催の避難訓練について、ハザードマップを活用した具体的な避難ルートの検討、避難訓練の時は実際にルートを歩いてみたらよいのではないか。また、ハザードマップを家に置いておくだけでなく、訓練で活用することが大切なのではないか。既に自治会や西部地域まちづくりの会 IT 部会で取り組んでいるかもしれないが、ハザードマップの詳細版があればよいのではないか。
- ・避難訓練や講座について、具体的かつ身近な話でないと頭に入ってこない。一般的に配布されるものでなく、自分の地域に合わせた訓練が必要ではないか。
- ・アパートや外国籍の人への周知が必要である。
- ・自治会の考え方を、住んでいる人に周知してもらうための支援を市からしてもらいたい。

テーマ③「自治会との連携」について

- ・災害が起きている最中に、市のどこに連絡をすればよいのかをしっかりと明確化して欲しかった。緊急時に連絡が取れるところが欲しかった。
- ・1 次避難所を開設したものの、その後連絡が無かったようなので、そういったことも含めて対策が必要である。
- ・市からのサポートがもう少しあってもよいのではないか。日中お年寄りだけになってしまう世帯もあると思うので、そういったところは市でサポートして自治会と協力することが必要ではないか。
- ・自治会長をサポートする職員をその時だけ付けるというのもよいのではないか。
- ・自治会との連携ではないが、自治会長と自治会員の方々との情報格差が起きており、何をすればよいかわかりにくくなっているのではないか。
- ・指定避難場所開設について、職員 2 人が鍵を持っているはずだが、令和元年台風 19 号時、2 人とも開設に来たが鍵を持っていなかったため開けられなかったという事例があったと聞く。例えばその日 2 人とも近くにいないなど、開設に来られなかったらどうするのかという話もある。避難所の鍵のあり方について、一番よい方法を決めておかないといけないのではないか。
- ・地元企業と市の連携・協定を予め結んでおくことも必要ではないか。
- ・昼間に災害があった場合、子どもは学校に居る。連携のところには学校も入ってこないといけないのではないか。学校は子どもを迎えに来てくださいと言うかもしれないが、自治会はその場に留まってくださいと言うかもしれない。学校と自治会の連携も必要である。

「共助」グループの発表

テーマ①「避難訓練の実施や避難所の運営について確認・検討しておく」について

- ・避難訓練実施と避難所運営は現状把握をしないと、どちらも上手くいかないということに辿り着いた。協力体制や訓練の参加者を募る時に、どのように募集をするのか、自治会の動きも、マニュアルがないことには同じ動きが取れない。
- ・マニュアルも各自治会で違うものを作っていては統率が取れない。そうすると、まず現状の把握をしていないことには、一番の要となるものが作れない。マニュアルを作っている自治会もあるが、ないところも

ある。同じ動きをした方がよいので、マニュアルの中に組織図もあるが、各自治会の動きをまとめる組織があった方がよいのではないか。自治会の枠を越えて独立した、西部地域の防災組織（西部地域まちづくりの会も含めた）を作った方がよいのではという意見が出た。

テーマ②「要支援者を確認しておく」について

- ・助け合いマップをより充実したものにしていく必要がある。助け合いマップは、それぞれの地域によって、必要となるマップや状況が変わってくる。その部分を把握することから始めて、把握するためには何が弊害になってくるのかを考えると、個人情報の取扱いや自治会未加入者などが考えられる。自治会未加入者に対しては、アパートや外国籍の方の情報が刻一刻と変化していくので、その辺りの対応をどうすればよいか考える必要がある。外国籍の方にどう理解してもらうか、取り組みの中で考えていかなければならない。
- ・民生委員の方の協力が必要不可欠なので、連携しながら要支援者の状況確認が必要になる。
- ・それぞれの側面から介入していくことで、地域によって需要が異なるが、最終的にはその地域に合ったマップや、防災マップが充実したものになっていくのではないか。

テーマ③「被害の状況をどのように把握するか検討する」について

- ・どうすれば自治会が被害の状況を確認することができるのか。それにはまず伝達で、被害状況を誰に伝えればよいのか。まず防災組織表の再確認をしなければならない。
- ・テレビやケーブルビジョンで状況を知るしかない。情報の発信方法がまだ決まっていないのが現状である。
- ・情報は消防団から入れてもらいたい。消防団としっかり連携を取っていくことが大事である。

(会長)質問等ありますか。

(会長)自分自身消防団をやっているのですが、消防団からの情報を、自治会の人に伝達するならどういう方法が一番よいのかお聞きしたい。やはりメールがよいのか。

(委員)令和元年台風19号時の自治会の対応は、1次避難所開設の時に自治会関係者もそこに詰めてもらっていた。その中で状況を見ながら消防団も出て状況を把握しながら、水が溢れそうになれば、自治会の役員も一緒に現場へ行き対応した。また連絡は広報車を使用する形での対応だった。消防団から状況を知らせてもらわないと、自治会は動けない。

(副会長)そういう意味でも、自治会ごとにしっかりとした組織図もあって、自治会マップもないといけない。令和元年台風19号があったので、ある程度進んできてはいるが、まだ実践的なところはできていないし、方法もわからない状況である。自治会の枠を越えた独立した大きな自主防災組織が必要で、ルールや、やり方を作って各自治会に下していく必要がある。

(会長)上手くいかない原因の中で一番は個人情報の取扱いが問題である。自治会員全員が個人情報を出して大丈夫となっていればよいが、そうならない。

また外国籍やアパートの人まで把握できるかと言ったらそうではない。民生児童委員も自分の担当されている方のことしかわからない。

どのように把握していけばよいか、上手くやっているところがあれば参考にしたい。

(委員)突き詰めていくと難しい。民生児童委員にだから個人情報を話すという方もいる。市では福祉課が中心になって被害想定・防災マップを自治会と協力して作ろうとしている。個人情報保護も大事だが、こちらの家は助けてこちらは助けないということは出来ないので、人命最優先ということになれば、消防団と自治会役員など実際動く人への情報公開を理解してもらい、進めるしかないのではないかな。

(会長)要支援者のリストがきちんと出来ていればよいということですね。

(委員)最終的には市の福祉課が対象者あてに書類を送り、支援して欲しい人は報告するよう依頼し、報告があったものがリストになって各自治会に伝わる。報告を拒否してリストに登録されない人もいるだろう。

(委員)個人情報については、市で全てを公開することもできるのではないかな。民生児童委員は絶対表に出してはいけないことになっているため、市から出してほしい。

(委員)そういう法的なものは何かないのかな。非常事態宣言が出たら情報を出すとか。

(委員)個人情報や守秘義務は今とても厳しくなっている。

(委員)民生児童委員は元々厚生労働省が所管しているから、法律はそこであるかもしれない。市で条例に定まっていれば、市から個人情報を出すことは新しい視点としてよいのではないかな。要支援者を確認するという意味では、条例を作るというのは一つの手段になるかもしれない。

(会長)今日はこれで終了し、次回ワークショップから出たことについて更に検討します。

4 その他

次回予定：令和3年7月19日（月曜日）午後7時から

5 閉会